

土 建 第 1000 号
令和 8 年 9 月 29 日

公益社団法人
沖縄県宅地建物取引業協会 御中

沖縄県土木建築部
建築指導課長
(公印省略)

盛土規制法による規制開始に伴う協力依頼について

平素は本県の土木建築行政に御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

沖縄県では、令和 8 年 10 月 1 日から規制区域を指定する予定であり、区域指定後は規制区域内で行う一定規模の盛土等が許可や届出の対象となります。また、それに伴い県では危険性のある盛土等による災害を防ぐ目的で、その状況把握に努めるところです。

つきましては、貴団体における日々の業務においてそのような盛土等を発見した際は、当課への情報提供をお願い致します。併せて、関係者への周知方、宜しくお願い致します。

記

1 情報提供の方法

(1) 下記問い合わせ先へ電話やメールによる連絡。

※メールの際は、件名に「盛土規制法通報」と記載。

(2) 沖縄県電子申請サービスによる連絡。

※令和 8 年 10 月運用予定（インターネット回線）。

問い合わせ（情報提供先）

土木建築部 建築指導課 盛土対策班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL : 098-866-2413 FAX: 098-866-3557
Mail : aa066001@pref.okinawa.lg.jp